

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）第二十条第二項に規定する福祉住宅体験館多目的運動ホール及び福祉住宅体験館研修室の利用料金を次のとおり承認しました。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 福祉住宅体験館多目的運動ホールの利用料金（消費税含む。）

1 多目的運動ホール利用料金

種 別	利 用 料 金		
	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで
床面積の三分の一以下 の使用	一、八五〇円	二、五七〇円	四、四二〇円
床面積の三分の一を超 え二分の一以下の使用	二、七七〇円	三、八〇〇円	六、五八〇円
床面積の二分の一を超 える使用	五、五五〇円	七、五〇〇円	一三、〇六〇円

注 入場料（これに類するものを含む。）を徴収する場合における利用料金は、この表に定める額の一・五倍に相当する額とする。

2 備品の利用料金

備 品	利 用 料 金
バレーボール用備品	一セットにつき 一〇〇円

バトミントン用備品	一セットにつき	一〇〇円
卓球用備品	一セットにつき	一〇〇円
インディアカ用備品	一セットにつき	一〇〇円
ビーンボウリング用備品	一セットにつき	一〇〇円
クロリティー用備品	一セットにつき	一〇〇円
バウンドテニス用備品	一セットにつき	一〇〇円
ローンボウルス用備品	一セットにつき	一〇〇円
ターゲットバードゴルフ用備品	一セットにつき	一〇〇円
ペタンク用備品	一セットにつき	一〇〇円
ゲートボール用備品	一セットにつき	一〇〇円
グラントゴルフ用備品	一セットにつき	一〇〇円
視覚障害者用卓球用備品	一セットにつき	一〇〇円
車いす卓球用備品	一セットにつき	一〇〇円
体操マット	一枚につき	一〇〇円
電動車いすスラローム用コーン	一セットにつき	一〇〇円

二 福祉住宅体験館研修室の利用料金（消費税含む。）

種 別	利 用 料 金		
	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで
床面積の二分の一以下の 使用	一、三三〇円	一、七四〇円	三、〇八〇円
床面積の二分の一を超え る使用	二、六七〇円	三、四九〇円	六、一七〇円